

温室効果ガス排出量検証報告書

株式会社荏原製作所 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社荏原製作所が作成した「2024年 算定報告書」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2024年度の温室効果ガス(GHG)が、同社により作成された「GHG排出量算定ルール(2025年9月2日版)」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2024年度とは、2024年1月1日から12月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社の2024年度のGHG排出量算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、「ISO14064-3」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲はScope1、Scope2(ロケーション基準・マーケット基準)のGHG排出量(CO₂、HFCs、CH₄、N₂O)及びScope3のGHG排出量のうち10カテゴリ(カテゴリ1,2,3,4,5,6,7,9,11,12)であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、株式会社荏原製作所及びグループ会社の国内外207拠点である。

検証では、算定ルール等の確認のために統括検証を実施した。Scope1、Scope2の検証においては、サンプリングにより選定した国内外4拠点に対し現地検証を実施した。現地検証では、各拠点における算定対象範囲の確認、GHG排出源及びモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社荏原製作所が行った。

Scope3の検証では、算定ルールの確認、算定シナリオ及びアロケーションの確認、算定・集計体制の確認及び排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の2024年度のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

算定報告書の作成責任は株式会社荏原製作所にあり、GHG排出量検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社荏原製作所と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

常務理事 浅田 純男

